

平成30年 第1回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

# 平成30年 第1回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成30年1月29日(月) 午後1時41分 閉 会 平成30年1月29日(月) 午後2時47分					
場 所	共和町役場 2階 大会議室					
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	欠席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	出席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	照 井 誠	出席	農地係	高 松 大 輝	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	3 番 天 坂 左太雄 委員			16 番 石 田 吉 光 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					
第 3	追加 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
第 4	報告第2号 農地あっせんについて					
第 5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について					
第 6	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について					
第 7	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について					
第 8	追加 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について					

(午後 1 時 4 1 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 3 0 年第 1 回共和町農業委員会総会を開催致します。

1 1 番 高橋委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、2 0 名中 1 9 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、3 番 天坂委員、1 6 番 石田委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は 2 件です。

(報告第 1 号を朗読)

報告者については全件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。

なお、今回の報告につきましては、2 件共督促後に報告書の提出があったもので、2 8 事業年度分の報告になります。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

○議席 1 6 番

1 番の法人の農業売上高は、純粋な農業生産だけの売上高なのか。

○事務局

売上高につきましては、法人から提出のあった損益計算書をもとに記載しておりますが、純粋な農業生産だけの売上高では無く、他者から仕入れたものを販売している金額も含まれていると聞いております。

○議席 1 6 番

そうであれば、農業として売上高に記載するのはどうなのか。

○事務局

この場合は農業に関連する事業となり、法人の要件を判断する際には農業の売上高に含まれるため、このような記載としております。

○議席 1 6 番

わかりました。

もう 1 点ですが、2 番の法人の売上高は、共和町内で生産されたもののみの売上高なのか、それとも他町村で生産されたものも合わせた全体の売上高なのか。

○事務局

あくまでも法人全体としての売上高になりますので、他町村も合わせた売上高になります。

- 議席 16 番 わかりました。
- 議長 ここで暫時休憩致します。  
(休憩 13:47~13:50)
- 議長 会議を再開致します。  
他に質疑ございませんか。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
以上で、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第3 追加報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 議長 日程第3 追加報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。
- 事務局 今回の報告は1件です。  
(追加報告第3号を朗読)  
補足ですが、こちらにつきましては、この後新規の賃貸借へ移行しております。
- 議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
以上で、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を終わります。

◎日程第4 報告第2号 農地あっせんについて

- 議長 次に、日程第4 報告第2号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。
- 事務局 今回のあっせん報告は1件です。  
(報告第2号を朗読)
- 議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の申請は6件です。  
(議案第1号、議案書を朗読)  
補足ですが、5番と6番につきましては、親子間の贈与となっております。贈与税は相続時精算課税を選択する予定となっております。  
申請内容については全件、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要

件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の転用申請は1件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

申請地は、浜中の国道229号線から約700m西側にある町道開進一号線沿いに位置しておりまして、昨年9月に砂採取の許可を行った場所の隣接地を新たに掘削するものです。

砂採取事業の掘削区域面積は6,403㎡で、他に運搬路や保安区域を含めると、所要面積は合計8,033㎡となります。また、砂採取量は20,154立米という計画になっております。

砂採取後は、除去していた表土を用い、1m程度埋め戻しをして整地することによって農地改良とし、畑として利用できるようにするとされております。

この土地は農用地区域内農地となりまして、原則転用許可できない農地ですが、砂利採取を目的とする一時転用などについては、例外的に許可が可能です。

申請地は過去の実績からも砂が豊富であり、砂採取できる場所は限られること、また、採取跡地を農地に復元する担保措置が講じられていることなどから、当該地の転用はやむを得ないと考えます。

また、この申請と併せて、後志総合振興局が所管する砂利採取法の許可についても同様の内容で申請されておりまして、許可となる見込みです。先週26日の現地打合せには、農業委員会から特別委員として森下委員が参加しております。

なお、北海道農業会議への意見聴取の回答は2月20日を予定しておりますが、転用許可については、前回の一時転用に関する工事完了報告の受領後に、砂利採取法の許可と同日付けで行うこととなります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることとし、北海道農業会議の意見を聴取することに決定致します。

◎日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回は、売買が1件と貸借が27件になります。

(議案第3号、議案書を朗読)

計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長 利用権設定各筆明細の2番は、石田委員の同居の親族に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(石田委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の2番についてのみ、ご質疑を受けません。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

石田委員は着席願います。

(石田委員 入室)

○議長 石田委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(石田委員 着席)

○議長 次に、利用権設定各筆明細の3番から5番は小笠原委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(小笠原委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の3番から5番についてのみ、ご質疑を受けません。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

す。

小笠原委員は着席願います。

(小笠原委員 入室)

○議長 小笠原委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(小笠原委員 着席)

○議長 次に、利用権設定各筆明細の24番は西本委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(西本委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の24番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

西本委員は着席願います。

(西本委員 入室)

○議長 西本委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(西本委員 着席)

○議長 次に、利用権設定各筆明細の26番、27番は北井委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(北井委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の26番、27番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

北井委員は着席願います。

(北井委員 入室)

○議長 北井委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(北井委員 着席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の2番から5番、24番、26番、27番を除く全件について、ご質疑を受けます。

- 議席 2 番 1 4 番の面積について、水張面積の方が大きくなっている理由は何か。
- 事務局 こちらにつきましては、登記されている面積と実面積にかなり差異がある状況です。実際の面積は水張面積に近いものとなっておりますのでご理解願います。
- 議席 2 番 わかりました。
- 議長 ここで暫時休憩致します。  
(休憩 14:32~14:42)
- 議長 会議を再開致します。  
他に質疑ございませんか。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第 8 追加議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

- 議長 次に、日程第 8 追加議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。  
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 農用地利用集積計画案については、先般行われた共和町農地流動化推進協議会で審査の上、作成されたところです。  
今回は、貸借が 2 件です。  
(追加議案第 4 号、議案書を朗読)  
2 番の補足ですが、借主は 63 歳の方で、岩内町の認定農業者です。世帯員は母親と 2 名で、経営面積は岩内町で約 7 町 3 反、共和町老古美で今回の土地を含め約 4 町 8 反の合計 12 町 1 反となっております。  
計画の内容は全件、基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
原案のとおり、決定して異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。これにて、平成 30 年第 1 回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 47 分 閉会)



農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年 1 月 2 9 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 3 番 天 坂 左太雄 印

議事録署名委員 1 6 番 石 田 吉 光 印